令和6年度防災啓発広報業務委託仕様書

1 業務の目的

県民の防災意識を向上させ、災害への備えを充実させることを目的とする。 啓発の効果を高めるため、出水期や、東日本大震災が発生した時期など、季節や時期 に応じて風水害の備えや、大規模地震、津波への備えについて取り扱う。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

委託業務の啓発事項、内容、時期は次のとおり。

	啓発事項及び内容	時期	備考	
(1)	宮崎県防災の日		ア啓発素材	
	5月の第4日曜日は宮崎県防災対策推進条例で	5月中旬	の制作・周知	
	定められた「宮崎県防災の日」であり、この時期を	~6月初旬	詳細は、別	
	中心に県民に対し、「自助・共助」を推進する啓発を		紙1のとおり	
	実施する。			
(2)	防災週間		イ 「1 業務	
	防災週間(8月30日~9月5日)は台風シーズ	8月中旬	の目的」及び	
	ン前であるため、特に風水害の備えについて県民の	~9月中旬	左記の啓発	
	意識啓発を実施し、避難情報の周知、避難のタイミ		事項を達成	
	ング、早期避難、備蓄の推進などを中心とした啓発		するための	
	を実施する。		広報	
	令和4年台風第14号は各地で大きな被害があ			
	り、備蓄(水や電気)で課題があったため、備蓄の			
	大事さ、電気や水が使用できない状況での生活をイ			
	メージできるような啓発を実施する。			
(3)	みやざきシェイクアウト訓練	T		
	地震のから身を守る基本の安全確保行動「まず低	10 月下旬		
	く」「頭を守り」「動かない」について啓発する。	~11 月中旬		
	また、避難場所の確認、非常持出品・備蓄品の確			
	認等「プラスワン」の行動と併せて津波避難につい			
	ても啓発する。			
(4)	減災行動集中啓発	T		
	南海トラフ地震等の大規模災害への備えについ	1月~3月		
	て、「耐震化(家具の固定含む)」、「早期避難」、「備			
	蓄」の減災行動を中心に啓発し、県民の防災意識を			
	高める。また、大規模災害時の共助の重要性につい			
	て啓発する。			
	令和6年能登半島地震にて備蓄(水や電気)で課			
	題があったため、備蓄の大事さ、電気や水が使用で			
	きない状況での生活をイメージできるような啓発			
(=:	を実施する。	<u> </u>		
(5)	(5) その他業務目的を達成する有効な手段等があれば提案すること。			

- 4 企画提案・業務実施に当たっての留意事項
- (1) 広報について 広報の方法については、テレビ C M 及び S N S を活用すること。 なお、街頭ビジョンなど新しい広報手段を提案すること。
- (2) 啓発素材の制作 企画、出演者の調整、撮影、編集に係る一切の業務を行うこと。
- (3) 事業費見積もり 費用対効果、法令や環境、安全に配慮するように努めること。
- (4)納期 成果品の納期については、別途協議の上、決定すること。

5 その他

- (1)成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。
- (2) 制作、実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行うこと。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、 双方協議の上決定する。